# 日本医薬品卸勤務薬剤師会表彰規程

## 第1条(目的)

日本医薬品卸勤務薬剤師会(以下「本会」という。)は、本会の運営発展、事業推進に貢献のあった個人及び団体の顕彰を目的として、本規程の定めるところにより表彰する。

## 第2条 (表彰の種類と表彰対象者)

表彰者の種類及び表彰対象者の範囲を次のとおりとする。

(1) 会員の表彰

日本医薬品卸勤務薬剤師会会則(以下「会則」という。)第6条に定める 会員(以下「会員」という。)を対象とする。

(2) 団体の表彰

会則第5条に定める支部及びブロック協議会(以下「支部・ブロック」という。)を対象とする。

(3)役員の表彰

会則第9条に定める役員(以下「役員」という。)を対象とする。

(4) 委員の表彰

会則第18条に定める委員会の統括者を含めた構成員(以下「委員」という。)を対象とする。

### 第3条 (会員の表彰)

会員で、下記各号のいずれかに該当する場合に毎年1回表彰する。

- (1) 本会及び支部・ブロックの運営発展、事業推進に顕著な貢献があったとき
- (2) 卸勤務薬剤師としての職能を通して、地域社会に顕著な貢献があったとき
- (3) 卸勤務薬剤師としての職能を通して、勤務先企業に顕著な貢献があったとき
- (4) その他、前各号に準ずる顕著な貢献があったとき

#### 第4条(団体の表彰)

支部・ブロックで、下記各号のいずれかに該当する場合に表彰する。

- (1) 本会の運営発展、事業推進に顕著な貢献があったとき
- (2) 本会を構成する組織としての活動が、地域社会に対し顕著な貢献があったとき
- (3) 会員の指導教育、職能の向上に顕著な貢献があったとき
- (4) その他、前各号に準ずる顕著な貢献があったとき

# 第5条(役員の表彰)

役員で、下記各号のいずれかに該当する場合に表彰する。

- (1) 通算して10年以上役員を歴任し、本会の運営発展、事業推進に顕著な貢献 があったとき
- (2) 前号の役員歴に満たない場合でも、特に顕著な貢献があったとき

## 第6条 (委員の表彰)

委員で、下記各号のいずれかに該当する場合に表彰する。

- (1) 本会の運営発展、事業推進に顕著な貢献があったとき。
- (2) その他、前号に準ずる顕著な貢献があったとき。

## 第7条 (候補の推薦)

別に定める書式の推薦書により、本会の役員及び委員並びにブロック長が行う。

## 第8条(選考)

本規程第7条に従い推薦された候補から常任理事会において選考のうえ決定する。

# 第9条(表彰)

本会定例理事会において、賞状と記念品を贈呈する。

- (付 則) 本規程は、平成元年5月25日から実施する。
- (付 則) 本規程の改定は、平成26年5月15日から実施する。
- (付 則) 本規程の改定は、平成28年5月13日から実施する。